

自転車指導啓発重点路線(村山警察署)

令和7年4月



【重点路線】 県道大久保村山停車場線

(村山市楯岡新町一丁目～村山市楯岡十日町)

★選定理由★

村山駅から自転車通学する高校生が多い路線であり、自転車事故の発生が懸念される

★自転車安全運転五則を守って交通事故防止★

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

基本は車両用の信号機に、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合はその信号機に従いましょう。

3 夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走る時には、ライトを点灯させなければなりません。

4 飲酒運転は禁止

令和6年11月に道路交通法が改正され、飲酒運転に対する罰則が強化されました。酒酔い運転は5年の懲役又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。

5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

自転車ヘルメットで

命をまもる～し～
をかぶる～し～



やまがた自転車
ヘルメット着用推進キャラクター